

流山市職員（特定任期付職員）採用選考案内

教育行政の充実強化や訴訟対策の推進のため、教育部門における法曹資格を有する人材（弁護士資格保持者）を募集します。

法律に関する高い専門性と実務経験を生かして、本市が直面する様々な教育行政課題や訴訟事案に対し、積極的に取り組んでいただくことを期待しています。

1 募集内容

職種	募集人員	任期	主な職務内容
スクールロイヤー	1名	2年	・学校や教育委員会が対応する事案に対する対応 ・いじめ重大事態の未然防止や調査組織への指導・助言及び情報の整理 ・市内小中学校職員への法的理解の促進及びいじめ防止職員研修の実施 ・市内小中学校児童生徒へのいじめ防止授業の実施

※任期は、勤務実績等により採用日から5年を限度に本人の同意を得て延長する場合があります。

2 採用予定日

令和8年4月1日（※採用日については希望を考慮の上、可能な限り調整させていただきます。）

3 応募資格（次の（1）及び（2）の要件を満たすことが必要です。）

（1）次の条件を全て満たす方

- ・昭和46年4月2日以降に生まれた方
- ・弁護士名簿に登録しており、令和7年7月31日時点において、弁護士として訴訟活動に関する実務の経験が概ね2年以上ある方
- ・司法修習生の修習を終えている方

（2）次のいずれにも該当しない方

- ・日本国籍を有しない者
- ・地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する者
 - （ア）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - （イ）流山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - （ウ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 応募手続

（1）受付期間：令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）まで

- ・持参の場合：午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）
- ・郵送の場合：令和7年7月31日必着

（2）受付方法及び提出先

- ・持参の場合：市役所第1庁舎2階人材育成課に必要書類を提出
- ・郵送の場合：角形2号封筒（表面に「任期付職員選考申込書在中」と朱書き）に必要書類を入れ、書留で人材育成課（10 問い合わせ、書類提出先参照）に郵送

5 提出書類（※提出いただいた書類は返却いたしません。）

（1）任期付職員選考申込書（第1号様式）

（2）履歴書（第2号様式）・職務経歴書（第3号様式）

（3）司法修習修了証の写し

（4）レポート（パソコンで作成すること。A4縦長の用紙で日本語の横書きとし、1行40字、1ページ30行、文字の大きさは12ポイントとし、課題及び氏名を冒頭に記載して1枚で完成すること。）

課題：「私の弁護士としての知識や経験をスクールロイヤーとしてどう生かすか」

（5）封筒（長形3号の封筒に、本人のあて先（現住所、氏名）を記入し、110円切手を貼付してください。）

（1）・（2）の書類は、人材育成課窓口又はホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、人材育成課までスクールロイヤー選考の書類を求める旨を記載の上、返信用封筒（角形2号、返信先記入、140円切手を貼付）を同封して請求してください。

なお、提出書類については、厳重に管理するとともに、記載された個人情報、各法令に基づき、採用に係る事務の範囲内で適切に利用します。

6 選考方法

(1) 第1次選考は、書類審査で行います。

審査結果は、令和7年8月上旬に応募者全員に通知します。

(2) 第2次選考は、個別面接を実施します。

令和7年8月中に実施する予定です。

日時、場所等の詳細については、第1次選考を通過した応募者に通知します。

7 合格発表

選考結果については、令和7年9月上旬に合否を通知する予定です。

8 職位

本市での課長相当の職位となり、特に高度の専門的な知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務です。

〔予定ポスト〕 学校教育部指導課スクールロイヤー（7級 課長相当職）

9 勤務条件（令和7年6月現在。人事給与制度の改正により変わることがあります。）

(1) 給与等

給料は、流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づき、決定します。そのほか、地域手当・期末手当・勤勉手当・通勤手当等が支給されます。時間外手当、住居手当、扶養手当等は、支給されません。

※参考：4号給の場合 給与月額 は 596,625 円です（年収は 953 万円程度）。ただし、給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

※弁護士会の登録費用等は、各自の負担とします。

(2) 勤務時間

1週間当たり 38 時間 45 分、1日 7 時間 45 分（完全週休 2 日制）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（休憩時間 正午から午後 1 時まで）

(3) 休暇

年次有給休暇 20 日、夏季休暇 8 日、忌引休暇、結婚休暇など

(4) 服務

任用期間は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在、企業等に在職中の方が採用となる場合は、退職していただきます。また、採用日から 6 か月間は条件付採用期間です。

10 問合せ、書類提出先

流山市役所 総務部 人材育成課 電話 04-7150-6068（直通）

〒270-0192 千葉県流山市平和台 1-1-1

<選考結果の公表>

この選考に不合格になった人で希望者には、順位をお知らせします。以下の要領で開示を行いますので、流山市役所総務部人材育成課に申し出てください。

- ・対象者 第1次選考、第2次選考の不合格者（本人に限ります。）
- ・内 容 第1次選考、第2次選考それぞれの総合順位
- ・期 間 それぞれの結果通知の発送（発表）から 1 か月間（土曜、日曜及び祝日を除く。）
- ・場 所 流山市役所総務部人材育成課
- ・方 法 本人が人材育成課窓口で申し出てください（電話や手紙での申出はできません。）。

【特定任期付職員とは】

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する人を、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

勤務条件（勤務時間、休暇、服務、分限等）については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様です。